

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部履修細則

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則（以下「学則」）第34条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修の届出

(履修登録)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに学籍教務情報システムにより申告を行わなければならない。

(履修登録の変更)

第3条 履修登録の変更は、登録期限後1週間に限り認める。

2 前項の変更は、学籍教務情報システムにより行う。

(同一時間重複履修の禁止)

第4条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

(既修得授業科目の再履修)

第5条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

第3章 試験及び成績の評価

(試験)

第6条 試験は、各学期末に期間を定めて行う。ただし、授業科目によっては随時行うことができる。

(成績評価)

第7条 成績評価は、授業担当教員がこれを行い、S、A、B、C、Dの5区分とし、S、A、B、Cを合格として所定の単位を与える。

2 授業科目の性質により前項の基準によりがたいものについて、その学修成果は、P、Fの2区分とし、Pを合格として所定の単位を与えることができる。

3 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は、Fと判定する。

4 成績評価の基準は次のとおりとする。

評語	評価の基準
S	100～90点
A	89～80点
B	79～70点
C	69～60点
D	59点以下

(単位認定報告書の提出)

第 8 条 授業担当教員は、試験終了後 2 週間以内に成績評価結果を所定の方法により行う。
(追試験)

第 9 条 第 13 条で規定する事由で試験を欠席した者について、追試験を行うことができる。
2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から 1 週間以内に、定期試験追試験願 (別記様式 1) を、教務課に届け出なければならない。

(再試験)

第 10 条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により授業担当教員が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。

(不正行為)

第 11 条 試験において不正行為を行ったものには、当該科目についてその年度の単位を与えないほか、学則第 51 条に基づき懲戒処分を行うことがある。

(再履修)

第 12 条 前の期又は前年度において単位を修得できなかった授業科目については、後の期又は後年度において再び履修して単位の修得を図ることができる。

(授業の欠席)

第 13 条 次のいずれかに該当し、かつ、事前又は事後速やかに欠席届 (別記様式 2 号) を教務課に提出した場合は、出席したものとみなす。

ただし、出席としてみなすコマ数は原則として全体で授業の 1/5 までとする。

なお、就職に関する事由による欠席の場合は、学生から科目担当教員に申し出があった場合に、配慮することができる。

(1) 病気又は怪我 (ただし、1 週間以上の加療が必要な場合に限る。医師の診断書を要する)

(2) 交通機関の遅延 (ただし、交通機関発行の遅延証明書を要する)

(3) 忌引 (父母は 7 日以内、兄弟姉妹・祖父母は 5 日以内、三親等は 1 日以内。ただし、死亡に関する書類を要する)

(4) ボランティア活動 (ただし、文部科学省及び自治体から配慮要請のあった場合に限る。ボランティア活動証明書を要する)

(5) 災害 (ただし、官公庁による被災証明書を要する)

(6) 学長が認めた行事への参加 (ただし、参加を証明する書類を要する)

(7) その他やむを得ない事由として学長が認めたもの (ただし、具体的に事情の具申のあるもの)

(成績評価の対象外)

第 14 条 欠席時間数が、当該科目の単位数から算出される授業時間数の 3 分の 1 以上の場合、当該科目は、成績審査の対象外とし、F と評定する。

第 4 章 授業科目及び履修方法

(開設授業科目)

第 15 条 開設する授業科目及び単位数は、学則第 30 条に定めるとおりとする。

(配当年次)

第 16 条 各授業科目の配当年次は、本細則別表に掲げる。

(履修方法)

第 17 条 修得必要単位数は次のとおりとする。

科目		単位数
基礎科目	必修科目	9 単位
	選択科目	1 単位以上
職業専門科目	必修科目	18 単位
	選択科目	28 単位以上
展開科目	必修科目	4 単位
	選択科目	6 単位以上
総合科目	必修科目	2 単位

第 5 章 単位互換等

(他大学における授業科目の履修)

第 18 条 学則第 36 条に規定に基づき、他の短期大学又は大学の授業科目を履修しようとするときは、学科長の承認を受けた上で、履修登録願(別記様式 3)を別に定める期間内に教務課に提出しなければならない。

2 前項に基づいて履修した者には、30 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 19 条 学則第 38 条に規定する既修得単位の認定を受けようとする者は、入学前の既修得単位認定申請書(別記様式 4)を第 1 年次の授業開始後 2 週間以内に教務課に申請しなければならない。

第 6 章 その他

(その他)

第 20 条 この細則によりがたい特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (授業科目)
短期大学部 生産科学科

科目区分	科目名	単位数			
		必修	選択	自由	
基礎科目	教養	静岡学	1		
		静岡学	1		
		分子生物学	2		
		保健体育	1		
		保健体育	1		
		コミュニケーション論	1		
		英語基礎		1	
		英語応用		1	
		情報処理演習	1		
		情報処理演習	1		
		簿記基礎			1
		簿記応用			1
		小計		9	2
職業専門科目	農林業基礎	農学概論	2		
		農林業史		2	
		農林業政策		2	
		県内農林業事情		2	
		県外農林業事情			1
		海外農林業事情			1
		農林業のための科学	1		
		野生鳥獣管理・利用論		2	
		営農と農業関連法		2	
		植物生理生態学		2	
	生産理論(栽培)	土壌肥料・植物栄養学		2	
		植物保護		2	
		作物栽培		2	
		茶栽培		2	
		野菜栽培		2	
		果樹栽培		2	
		花き栽培		2	
		施設園芸		2	
		先端栽培技術		2	
		環境保全型農業論		2	
(林業)	森林計画学		2		
	造林学		2		
	森林生態学		2		
	樹木・組織学		2		
	木材生産システム		2		
	森林土木論(治山・林道)		2		
生産理論(畜産)	植物遺伝育種学概論		2		
	畜産概論		2		
	飼料総論		2		
	家畜生理解剖		2		
	家畜飼養		2		
	家畜育種繁殖		2		
	畜産法規			2	
	家畜衛生学		2		
	畜産環境・堆肥利用論		2		
	人工授精論			2	
生産技術	総合実習	2			
	圃場実習(野菜)		4		
	圃場実習(花き)		4		
	圃場実習(茶)		4		
	圃場実習(果樹)		4		
	圃場実習(畜産)		4		
	演習林実習		4		
	圃場実習(野菜)		6		
	圃場実習(花き)		6		
	圃場実習(茶)		6		
	圃場実習(果樹)		6		
	圃場実習(大家畜)		6		
	圃場実習(中小家畜)		6		
	演習林実習		6		
	企業実習	10			
大型機械実習	2				
大型機械実習			1		
GAP演習	1				
小計		18	126	7	

科目区分	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
展開科目	農山村田園地域公共学	2		
	農と食の健康論		2	
	食品科学		2	
	食品加工演習		1	
	食品加工演習		1	
	アグリフードシステム論		2	
	マーケティング・販売演習	2		
	流通加工論		2	
	実践マーケティング			1
	木材加工演習		2	
	木材利用・流通論		2	
	農業経営		2	
	畜産経営		2	
	林業経営		2	
	畜産経営演習(大家畜)			2
	畜産経営演習(中小家畜)			2
	小計		4	20
総合科目	プロジェクト研究	2		
小計		2	0	0
合計(卒業要件 単位数)		68		
<p><卒業要件> 基礎科目より10単位以上、職業専門科目より46単位以上、展開科目より10単位以上、総合科目2単位を修得し、合計68単位以上とする。</p> <p>(基礎科目)必修9単位を含む10単位以上</p> <p>(職業専門科目)46単位以上 農林業基礎科目群:必修3単位を含む7単位以上 生産理論科目群:コースを選択し、選択必修2単位、コース必修を含む14単位以上 選択必修:植物生理生態学、樹木・組織学、畜産概論 栽培コース必修:土壌肥料・植物栄養学、植物保護、先端栽培技術、環境保全型農業論 ・野菜栽培、花き栽培、茶栽培、果樹栽培のいずれかを選択 ・「野菜栽培」、「花き栽培」を選択した者は、「施設園芸」を選択 ・栽培コースは「植物遺伝育種学概論」を選択できるものとする。</p> <p>林業コース必修:森林計画学、造林学、森林生態学、木材生産システム、森林土木論(治山・林道) ・林業コースは、作物栽培、植物遺伝育種学概論のいずれかを選択 畜産コース必修:飼料総論、家畜飼養、家畜生理解剖、家畜育種繁殖、家畜衛生学、畜産環境・堆肥利用論 生産技術から必修15単位とコース必修を含む25単位以上 栽培コース必修:いずれかの組み合わせで履修する ・「野菜栽培」:圃場実習(野菜)、圃場実習(野菜) ・「花き栽培」:圃場実習(花き)、圃場実習(花き) ・「茶栽培」:圃場実習(茶)、圃場実習(茶) ・「果樹栽培」:圃場実習(果樹)、圃場実習(果樹) 林業コース必修:演習林実習、演習林実習 畜産コース必修:圃場実習(畜産)と、圃場実習(大家畜)もしくは圃場実習(中小家畜)のいずれかを選択する。</p> <p>(展開科目)必修4単位及びコース必修を含む10単位以上 栽培コース必修:農業経営、流通加工論 林業コース必修:木材加工演習、木材利用・流通論、林業経営 畜産コース必修:畜産経営、流通加工論</p> <p>(総合科目)プロジェクト研究を2単位</p> <p>(履修科目の登録の上限:45単位(年間))</p>				

(別記様式1)

定期試験追試験願

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
生産科学科長 様

申請日 令和 年 月 日
学 年 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり、定期試験をやむを得ず欠席いたしました。
つきましては、追試験を許可していただきたく、必要書類を添えて申請いたします。

記

科目名	授業担当 教員名	定期試験 日時	欠席理由	備考

【必要書類】

- 1 病気又は怪我の場合は、医師の診断書
- 2 交通機関の遅延の場合は、交通機関発行の遅延証明書
- 3 忌引きの場合は、死亡に関する書類（会葬礼状又は死亡診断書）
- 4 ボランティア活動の場合は、ボランティア活動証明書
- 5 災害の場合は、官公庁の発行する罹災証明書
- 6 学長が認めた行事への参加の場合は、参加を証明する書類
- 7 その他やむを得ない事由の場合は、裏面に欠席理由の詳細を記入すること

(別記様式2)

欠 席 届

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
生産科学科長 様

申請日 令和 年 月 日
学 年 年
学籍番号
氏 名

科目名	授業担当 教員名	欠席日時 時限	欠席理由	備考

【必要書類】

- 1 病気又は怪我の場合は、医師の診断書
- 2 交通機関の遅延の場合は、交通機関発行の遅延証明書
- 3 忌引きの場合は、死亡に関する書類（会葬礼状又は死亡診断書）
- 4 ボランティア活動の場合は、ボランティア活動証明書
- 5 災害の場合は、官公庁の発行する罹災証明書
- 6 学長が認めた行事への参加の場合は、参加を証明する書類
- 7 その他やむを得ない事由の場合は、裏面に欠席理由の詳細を記入すること

(別記様式3)

履修登録願

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
生産科学科長 様

申請日 令和 年 月 日
学 年 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり他大学等の授業科目を履修したいので許可願います。

記

大学名	科目名	単位数	授業担当教員名	履修期間	開講曜日 時限

(別記様式4)

入学前の既修得単位認定申請書

静岡県立農林環境専門職大学
生産科学科長 様

申請日 令和 年 月 日
学 年 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり、既修得単位の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 単位を修得した大学名等(国名)及び学部・学科等名

大学名	
国名	
学部・学科等名	

2 同大学等在学期間

西暦	年	月	入学
西暦	年	月	卒業 途中退学(いずれかに)

3 認定を希望する科目及び単位

既修得の科目名(単位)	振替認定を希望する科目名(単位)	必選別	結果
()	()		
()	()		
()	()		
()	()		

【必要書類】

成績証明書の原本